

総務省行政相談センター

まぐみみ 長野

〇 〇 〇 〇 〇 〇 災 害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

長野行政監視行政相談センターでは、災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

- 電話による相談受付：平日9:00～16:45（時間外は留守番電話対応）

行政相談専用ダイヤル：**0570-090110**

*IP電話等で上記の番号が利用できない場合は**026-235-1100**

- 来所による相談受付：平日9:00～16:45

住所：長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 4階

- インターネットによる相談受付

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

*右のQRコードからアクセスできます。



インターネットによる相談

- FAXによる相談受付

026-232-4529

・このガイドブックは、令和〇年〇月〇日時点での作成です。

最新情報は、長野行政監視行政相談センターHPに掲載しています。

長野行政監視行政相談センター

・このガイドブックの終わりに、外国人の方向けの相談窓口を掲載しています。

At the end of this guidebook, we list the consultation desk for foreigners.

総務省 長野行政監視行政相談センター

長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 4階

電 話：026-235-1100

セ ンターダイヤル：0570-090110

F A X：026-232-4529

目次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行(1)
- 2 応急危険度判定(2)
- 3 被災者のための住宅提供(3)
- 4 住宅の応急修理(3)
- 5 その他住まいに関すること(4)



医療・健康のこと

- 1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用(19)
- 2 障害福祉サービスの利用(19)
- 3 こころの悩み相談(20)



お金のこと

- 1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給(6)
- 2 生活資金の貸付け(7)
- 3 生活の困窮(7)
- 4 住宅に関する支援金、貸付(8)
- 5 雇用に関する支給(11)



教育のこと

- 1 保育園、幼稚園の子がいる家庭への支援(21)
- 2 小中学生の子がいる家庭への支援(21)
- 3 高校生の子がいる家庭への支援(22)
- 4 大学生への支援(22)



役所の手続きのこと

- 1 国税の特別措置(13)
- 2 県税の特別措置(13)
- 3 市町村税の特別措置(14)
- 4 各種保険料の特別措置(14)
- 5 公共料金の減免措置等(16)
- ★ 証明書等を紛失した場合(16)



事業者への方へ

- 1 中小企業者を対象とした相談窓口(23)
- 2 農林漁業者を対象とした相談窓口(23)



民間の手続きのこと

- 1 地震保険、火災保険(17)
- 2 生命保険の契約内容(17)
- 3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合(17)
- 4 法律相談等の窓口(18)



そのほかの情報

- 1 ペット動物に関する相談(24)
- 2 消費者相談(24)
- 3 外国人相談(24)
Consultation for Foreigners(24)
- 4 ボランティアの派遣依頼(25)



1 り災証明書の発行

◆ 住家等が被災した方は、居住・所有する住家の被害の程度（大規模半壊、半壊等）を公的に証明する書面として、「罹災（りさい）証明書」を申請してください。被災者生活再建支援金、各種融資、税金や保険料の減免等の申請に必要となる場合があります。



内閣府HP

- ・罹災証明書申請の際には、被害箇所の写真（被害の程度が確認できる写真）が必要です。
- ・浸水の片づけ、建物の撤去・修繕の前に、後日の被害認定ができるように、家の内外の被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。
- ・委任を受けた代理人が申請することもできます。
- ・住家以外（居住を伴わない建物や工作物等）については、「罹災証明書」ではなく、「被災証明書」（被害を受けた事実を証明するもの）を発行する自治体もあります。

◆ 写真の撮り方（内閣府のホームページから抜粋）

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

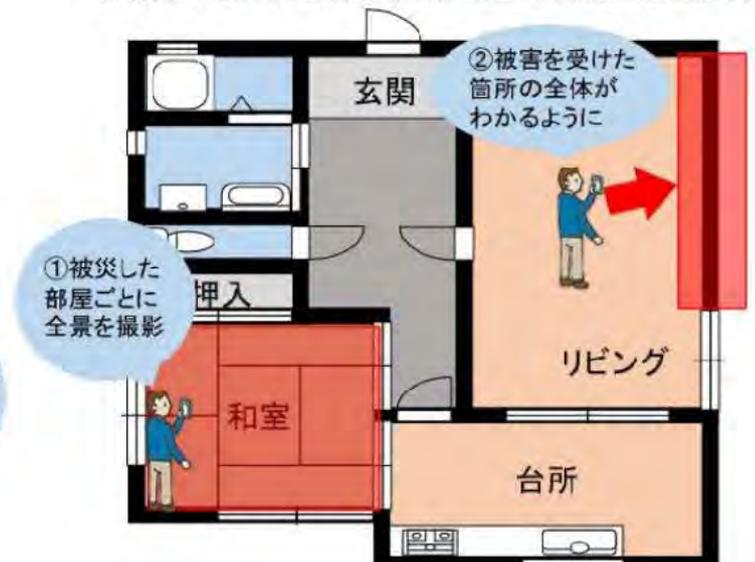
<想定される撮影箇所>

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



証明書の申請や詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

松本地域	担当課室	電話番号	木曽地域	担当課室	電話番号
松本市	市民税課	0263-33-4218	上松町	企画財政課 税務係	0264-52-4901
塩尻市	税務課	0263-52-0639	南木曽町	住民課 住民係	0264-57-2001 (代表)
安曇野市	税務課 家屋担当	0263-71-2482	木曽町	税務会計課	0264-22-4282
麻績村	総務課	0263-67-4850	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001 (代表)
生坂村	総務課	0263-69-3111	玉滝村	総務課 税務係	0264-48-2001 (代表)
山形村	税務課	0263-98-5663	大桑村	住民課 税務係	0264-55-3080 (代表)
朝日村	総務課	0263-99-4101	北アルプス地域		
筑北村	総務課	0263-66-2111 (代表)	大町市	税務課	0261-22-0420 (代表)
			池田町	住民課	0261-62-2203
			松川村	税務課	0261-62-3140
			白馬村	総務課	0261-72-7002
			小谷村	総務課 税務係	0261-82-2037

2 応急危険度判定

- ◆ 建築物が地震の被害を受けた方は、応急危険度判定を建物の利用可否の参考としてください。

応急危険度判定では、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するために、地震後できるだけ早く、短時間で被災状況を調査し、当面の使用の可否（そのまま使用できるか、避難所に避難すべきか等）を判定します。

罹災証明（全壊、大規模半壊、半壊の判定）のための調査ではありませんので、ご注意ください。

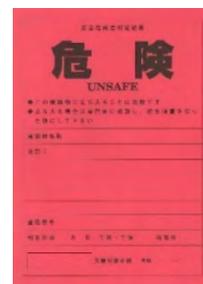
また、判定結果についての問い合わせ先も記載されています。



建築物の被災程度は小さいと考えられます。この建物は使用可能です。



この建築物に立ち入る場合は十分注意が必要です。応急的に補強する場合は、専門家にご相談ください



建築物に立ち入ることは危険です。立ち入る場合は、専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。

3 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けた方は、公営住宅、国家公務員宿舎、UR賃貸住宅、応急借り上げ住宅（民間賃貸住宅を借り上げたもの）、応急建設住宅（緊急に住宅を建設したもの）等が利用できる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

長野県	建設部建築住宅課公営住宅室	026-235-7337（課代表）
	長野県住宅供給公社 住宅管理部管理課	026-227-2322

松本地域	担当課室	電話番号	木曾地域	担当課室	電話番号
松本市	住宅課	0263-34-3246	上松町	公営住宅：総務課管財住宅係 仮設住宅：未定	0264-52-4801
塩尻市	建築住宅課	0263-52-0280	南木曾町	総務課／建設環境課	0264-57-2001 （代表）
安曇野市	建築住宅課住宅係	0263-71-2245	木曾町	町民課	0264-22-4281
麻績村	振興課	0263-67-4853	木祖村	総務課	0264-36-2001 （代表）
生坂村	総務課	0263-69-3111	王滝村	総務課財産管理係	0264-48-2001 （代表）
山形村	未定	0263-98-3111 （代表）	大桑村	住民課 生活環境係	0264-55-3080 （代表）
朝日村	建設環境課	0263-99-4103	北アルプス地域		
筑北村	建設課	0263-66-2111 （代表）	大町市	建設課	0261-22-0420 （代表）
			池田町	建設水道課	0261-62-3130
			松川村	建設水道課	0261-62-3110
			白馬村	建設課	0261-85-0724
			小谷村	建設水道課 建設係	0261-82-2204

4 住宅の応急修理

- ◆ 被害を受けた住宅を応急修理する方は、自治体に申込み、自治体から事業者へ修理を依頼してもらえます。

内容	屋根、壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の修理
限度額	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：70万6,000円以内 準半壊（損害割合が10%以上20%未満）：34万3,000円以内
対象者	全ての要件を満たす方（世帯）が対象 ・「災害救助法」が適用される災害により準半壊以上の住家被害を受けた罹災証明があること ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。 ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと ・ 自ら修理する資力がいないこと

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	未定	0264-52-2001(代表)
	南木曾町	未定	0264-57-2001(代表)
	木曾町	未定	0264-22-3000(代表)
	木祖村	未定	0264-36-2001(代表)
	王滝村	未定	0264-48-2001(代表)
	大桑村	住民課 生活環境係	0264-55-3080(代表)
松本地域	松本市	公共施設マネジメント課	0263-34-3282
	塩尻市	未定	0263-52-0280(代表)
	安曇野市	未定	0263-71-2000(代表)
	麻績村	未定	0263-67-3001(代表)
	生坂村	振興課	0263-69-3111/3112
	山形村	建設水道課	0263-98-5667
	朝日村	未定	0263-99-2001(代表)
	筑北村	建設課	0263-66-2111(代表)
北ア地域	大町市	危機管理課	0261-22-0420(代表)
	池田町	未定	0261-62-3131(代表)
	松川村	建設水道課	0261-62-3110
	白馬村	未定	0261-72-5000(代表)
	小谷村	総務課 庶務係	0261-82-2024

5 その他住まいに関すること

◆ 被災ごみ(衣類、家具、畳など)を持ち込む方は、罹災証明書の提示で手数料が減免になったり、受入場所に持ち込む前に手続きが必要な場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	担当課室:住民福祉課生活環境係 受入れ先:木曾クリーンセンター	0264-52-4802
	南木曾町	担当課室:建設環境課 受入れ先:未定	0264-57-2001(代表)
	木曾町	担当課室:環境水道課 受入れ先:未定	0264-22-3320
	木祖村	担当課室:住民福祉課 受入れ先:木曾クリーンセンター	0264-36-2001(代表)
	王滝村	担当課室:福祉健康課住民係 受入れ先:木曾クリーンセンター	0264-48-2001
	大桑村	担当課室:住民課生活環境係 受入れ先:木曾クリーンセンター	0264-55-3080(代表)
松本地域	松本市	担当課室:環境業務課 受入れ先:松本クリーンセンター 松本市リサイクルセンター	0263-47-1096
	塩尻市	担当課室:生活環境課 受入れ先:塩尻クリーンセンター	0263-52-0679
	安曇野市	担当課室:環境課資源循環推進担当 受入れ先:穂高クリーンセンター	0263-71-2490
	麻績村	担当課室:住民課 受入れ先:穂高クリーンセンター	0263-67-4854
	生坂村	担当課室:住民課 受入れ先:穂高クリーンセンター	0263-69-3113
	山形村	担当課室:住民課 受入れ先:松本クリーンセンター	0263-98-3112
	朝日村	担当課室:建設環境課 受入れ先:松本クリーンセンター	0263-99-4103
	筑北村	担当課:住民福祉課 受入れ先:穂高クリーンセンター	0263-66-2111(代表)

北 ア ル プ ス 地 域	大町市	担当課室：生活環境課 受入れ先：北アルプスエコパークほか	0261-22-0420(代表)
	池田町	担当課室：住民課 受入れ先：穂高グリーンセンター	0261-62-2203
	松川村	担当課室：住民課 受入れ先：Gフレンドリー	0261-62-3112
	白馬村	担当課室：住民課 受入れ先：未定	0261-85-0715
	小谷村	担当課室：住民福祉課 住民係 受入れ先：未定(災害別)	0261-82-2581



1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

◆ 市町村内で住宅が5世帯以上滅失した災害等によって家族が死亡した方と重度の障害を受けた方は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金や災害障害見舞金を受給できます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



内閣府HP

【災害弔慰金】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の配偶者、子、父母、孫、祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には亡くなった方の兄弟姉妹（死亡した方と同居または生計を同じくしていた方に限る）
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円

【災害障害見舞金】

対象者	災害によって重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者の場合：250万円 ・その他の者の場合：125万円

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	住民福祉課福祉係	0264-52-5550
	南木曾町	住民課福祉係	0264-57-2001（代表）
	木曾町	保健福祉課	0264-22-4035
	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001（代表）
	王滝村	福祉健康課	0264-48-3155
	大桑村	福祉健康課 福祉係	0264-55-3080（代表）
松本地域	松本市	地域づくり支援課	0263-34-3280
	塩尻市	地域共生推進課	0263-52-7315
	安曇野市	福祉課福祉政策担当	0263-71-2253
	麻績村	住民課	0263-67-4854
	生坂村	未定	0263-69-3111（代表）
	山形村	総務課	0263-98-3111
	朝日村	総務課	0263-99-4101
	筑北村	住民福祉課	0263-66-2111（代表）
北ア地域	大町市	福祉課	0261-22-0420（代表）
	池田町	災害弔慰金：総務課 災害障害見舞金：健康福祉課	0261-62-3131 0261-61-5000
	松川村	総務課	0261-62-3111
	白馬村	総務課	0261-72-7002
	小谷村	住民福祉課 福祉係	0261-82-2582

2 生活資金の貸付け

◆ 一時的にお金が必要な方は、「社会福祉法」に基づき、少額の資金を貸し出す制度を利用できる場合があります。大規模災害時には対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の延長などの特例措置を実施することがあります。また、低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯に災害援護費（住宅を復旧するための経費等）を貸し出す制度があります。

【緊急小口資金】

内容	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対する、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付		
貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子
据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内

【福祉費（災害援護費）】

内容	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対する、災害を受けたことにより臨時に費用が必要となった場合の貸付		
貸付限度額	150万円（目安）		
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%		
据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
注意	災害援護資金（後述）の対象となる世帯は適用が除外されます。		

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

松本地域	電話番号	木曽地域	電話番号
松本市社会福祉協議会	0263-25-7311	上松町社会福祉協議会	0264-52-3560
塩尻市社会福祉協議会	0263-53-7564	南木曽町社会福祉協議会	0573-75-5516
安曇野市社会福祉協議会	0263-72-1871	木曽町社会福祉協議会	0264-26-1116
麻績村社会福祉協議会	0263-67-3099	木祖村社会福祉協議会	0264-36-3441
生坂村社会福祉協議会	0263-69-3000	王滝村社会福祉協議会	0264-48-2008
山形村社会福祉協議会	0263-97-2102	大桑村社会福祉協議会	0264-55-3755
朝日村社会福祉協議会	0263-99-2340	北アルプス地域	電話番号
筑北村社会福祉協議会	0263-66-2506	大町市社会福祉協議会	0261-22-1501
		池田町社会福祉協議会	0261-62-9544
		松川村社会福祉協議会	0261-62-9000
		白馬村社会福祉協議会	0261-72-7230
		小谷村社会福祉協議会	0261-82-2430

3 生活の困窮

◆【生活困窮者自立支援】

生活に困っている方は、「生活困窮者自立支援法」に基づき、支援を受けられる場合があります。

生活就労支援センター「まいさぼ」が他の機関と連携しながら、支援します。



厚労省HP

内容	自立相談支援事業	相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。
	住居確保給付金の支給	離職、廃業や休業等により住居を失うおそれが生じている方等に対し、就職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給します。
	就労準備支援事業	就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成、改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、最長1年間の集中的な支援を行います。
	家計改善支援事業	家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行います。
	居住支援事業	住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。
	こどもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通して、子どもの将来の自立に向けたきめ細やかな支援を行います。
	認定就労訓練事業	民間事業者の自主的な取組として、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

松本市	まいさぼ松本	0263-34-3041
安曇野市	まいさぼ安曇野	0263-88-8707
塩尻市	まいさぼ塩尻	0263-52-0026
東筑摩郡	まいさぼ東筑	0263-88-0180
大町市、北安曇郡	まいさぼ大町	0261-22-7083
木曾郡	まいさぼ木曾	0264-24-0057

◆【生活保護】

生活に困っている方は、「生活保護法」に基づき、最低限度の生活が送れるよう、暮らしに必要なお金や医療を受けられる場合があります。



厚労省HP

- ・受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が前提となります。
- ・扶養義務者による扶養が優先されます。

【市部の連絡先】

松本市福祉事務所	0263-34-3211	大町市福祉事務所	0261-22-0420(代表)
塩尻市福祉事務所	0263-52-0280(代表)	安曇野市福祉事務所	0263-71-2000(代表)

【町村部の連絡先】

木曾郡	木曾福祉事務所	0264-25-2219
東筑摩郡	松本福祉事務所	0263-40-1913
北安曇郡	北安曇福祉事務所	0261-23-6508

4 住宅に関する支援金、貸付

◆【生活再建支援金の支給(住宅の損壊、解体)】

市町村内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯は「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者生活再建支援法人である(財)都道府県センターから、支援金を受給できます。



都道府県センター

対象者	① 住宅が全壊した世帯(全壊世帯)				
	② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体世帯)				
	③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)				
	④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)				
	⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)				
支給額		基礎支援金	加算支援金		計
	全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円

中規模半壊	—	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
		建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

◆世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	未定	0264-52-2001(代表)
	南木曾町	未定	0264-57-2001(代表)
	木曾町	総務課危機管理室	0264-22-4280
	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001(代表)
	王滝村	未定	0264-48-2001(代表)
	大桑村	福祉健康課 福祉係	0264-55-3080(代表)
松本地域	松本市	地域づくり支援課	0263-34-3280
	塩尻市	危機管理課	0263-52-0607
	安曇野市	福祉課福祉政策担当	0263-71-2253
	麻績村	未定	0263-67-3001(代表)
	生坂村	未定	0263-69-3111(代表)
	山形村	未定	0263-98-3111(代表)
	朝日村	未定	0263-99-2001(代表)
	筑北村	総務課	0263-66-2111(代表)
北ア地域	大町市	危機管理課	0261-22-0420(代表)
	池田町	未定	0261-62-3131(代表)
	松川村	総務課	0261-62-3111
	白馬村	総務課	0261-72-7002
	小谷村	住民福祉課 住民係	0261-82-2581

◆【災害援護資金の貸付(住宅や家財に被害)】

県内で「災害救助法」が適用された市町村が1以上ある災害によって負傷、住居、家財に被害を受けた方は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、貸付が受けられます。



厚労省HP

貸付 限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	負傷のみ	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円
	家財の1/3以上の損害	250万円	住居の半壊	170万円
	住居の半壊	270万円	住居の全壊	250万円
	住居の全壊	350万円	住宅の全体の滅失または流失	350万円
所得 制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額		
	1人	220万円	3人	620万円
	2人	430万円	4人	730万円
	5人以上の場合、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円です。			
貸付利 率	年3%(据置期間中は無利子)		据置期間	3年(特別の場合は5年)
償還期 間	10年(据置期間を含む)		償還方法	年賦または半年賦

詳細は、市町村の窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	住民福祉課福祉係	0264-52-5550
	南木曾町	社会福祉協議会	0573-75-5516
	木曾町	保健福祉課	0264-22-4035
	木祖村	未定	0264-36-2001(代表)
	王滝村	未定	0264-48-2001(代表)
	大桑村	福祉健康課 福祉係	0264-55-3080(代表)
松本地域	松本市	地域づくり支援課	0263-34-3280
	塩尻市	地域共生推進課	0263-52-7315
	安曇野市	未定	0263-71-2000(代表)
	麻績村	未定	0263-67-3001(代表)
	生坂村	未定	0263-69-3111(代表)
	山形村	未定	0263-98-3111(代表)
	朝日村	未定	0263-99-2001(代表)
北ア地域	筑北村	住民福祉課	0263-66-2111(代表)
	大町市	福祉課	0261-22-0420(代表)
	池田町	未定	0261-62-3131(代表)
	松川村	総務課	0261-62-3111
	白馬村	白馬村社会福祉協議会	0261-72-7230
	小谷村	住民福祉課 住民係	0261-82-2581

◆【被災住宅の解体・撤去費用の補助】

被災した建物を解体・撤去する方は公的支援を利用できます。所有者の申請に基づき、市町村が解体・撤去する「公費解体」と、所有者自らが解体業者と契約して解体・撤去した後、市町村に費用を請求する「自費解体」があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	住民福祉課生活環境係	0264-52-4802
	南木曾町	未定	0264-57-2001(代表)
	木曾町	未定	0264-22-3000(代表)
	木祖村	未定	0264-36-2001(代表)
	王滝村	未定	0264-48-2001(代表)
	大桑村	住民課 生活環境係	0264-55-3080(代表)
松本地域	松本市	環境業務課	0263-47-1096
	塩尻市	未定	0263-52-0280(代表)
	安曇野市	未定	0263-71-2000(代表)
	麻績村	未定	0263-67-3001(代表)
	生坂村	未定	0263-69-3111(代表)
	山形村	未定	0263-98-3111(代表)
	朝日村	未定	0263-99-2001(代表)
	筑北村	建設課	0263-66-2111(代表)
北ア地域	大町市	危機管理課	0261-22-0420(代表)
	池田町	未定	0261-62-3131(代表)
	松川村	住民課	0261-62-3112
	白馬村	未定	0261-72-5000(代表)
	小谷村	住民福祉課 住民係	0261-82-2581

◆【災害復興住宅融資】

「被災者生活再建支援法」「災害救助法」が適用された災害時で住宅が被災した方は、(独)住宅金融支援機構が行う低金利融資が受けられる場合があります。融資は、建設、購入、補修のほか、住宅に被害がなく、宅地のみ被害が生じた方向けの融資制度もあります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



住宅機構HP

住宅金融支援機構	お客様コールセンター (災害専用ダイヤル)	0120-086-353 もしくは048-615-0420
----------	--------------------------	----------------------------------

◆【住宅ローンの返済】

「災害救助法」が適用された災害により、ローン返済ができなくなった方は、債務整理ができる場合があります。手続き支援を無料で受けられる、財産の一部を手元の残せる、個人情報として登録されない等のメリットがあります。詳細は、ローン借入先の金融機関のほか、次の窓口にお問い合わせください。

一般社団法人全国銀行協会	相談室	0570-017109 または03-5252-3772
--------------	-----	--------------------------------

5 雇用に関する支給

● ハローワークで行う手続き

◆【雇用保険失業給付の支給】

事業所が災害を受けたことにより休止、廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方は、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険の基本手当)を受給することができます。詳細は、ハローワークにお問い合わせください。



厚労省HP

- ・「災害救助法」の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- ・居住地を管轄するハローワークでなくても、お近くのハローワークで手続きができます。

◆【職業転換給付金(訓練手当)の支給】

災害地域で就労し、災害により離職した方は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、お住いの地域以外で求職活動を行ったり職業訓練を受けたりできるよう、交通費や宿泊料の他、訓練を受講した場合の給付を受けられます。詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

【ハローワーク一覧】

所名	所在地	Tel	管轄区域
松本	〒390-0828 松本市庄内3-6-21	0263-27-0111 ※音声ガイダンスによる案内	松本市、塩尻市(ハローワーク木曾福島の管轄区域を除く)、安曇野市、東筑摩郡
木曾福島	〒397-8609 木曾町福島 5056-1	0264-22-2233	木曾郡、塩尻市のうち贅川・木曾平沢・奈良井
大町	〒398-0002 大町市大町 2715-4	0261-22-0340	大町市、北安曇郡

● 労働基準監督署で行う手続き

◆【未払賃金立替払】

勤めていた企業が倒産状態になるなどで賃金が支払われなかった方は、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、未払いの賃金の立て替え払いを受けることができます。詳細は、労働基準監督署又は独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)にお問い合わせください。

- ・事業主及び労働者に要件があります。
- ・対象となる賃金は、退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金(定期給与と退職金。ボーナスは含まれません。)です。ただし、総額2万円未満のときは対象外です。
- ・退職日における年齢ごとに立替払の上限が定められています。



JOHAS HP

◆ **【労災補償】**

仕事中や通勤中に被災した労働者とそのご家族の方は、「労働者災害補償保険法」に基づき、労災保険による給付（治療や投薬、遺族年金・一時金など）を受けられます。
 詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

【労働基準監督署一覧】

署名	所在地	Tel・FAX	管轄区域
松本	〒390-0852 松本市大字島立1696	Tel:0263-48-5693 FAX:0263-48-5689	松本市(大町署の管轄区域を除く)、塩尻市、安曇野市のうち明科東川手・明科中川手・明科光・明科七貴・明科南陸郷、東筑摩郡、木曾郡
大町	〒398-0002 大町市大町2943-5 大町地方合同庁舎4階	Tel:0261-22-2001 FAX:0261-22-0369	松本市のうち梓川上野・梓川梓・梓川倭、大町市、安曇野市(松本署の管轄区域を除く)、北安曇郡
独立行政法人労働者健康安全機構		未払賃金立替払相談コーナー	044-431-8663 (月～金 9:15～17:00)



1 国税の特別措置

◆ 国税の納付が難しい方には次のような措置があります。

- ・申告等の期限延長
- ・所得税等の軽減
- ・被災自動車に係る自動車重量税の還付
- ・納税の猶予
- ・住宅取得資金に係る贈与税の特例
- ・不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税



国税庁HP

◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

税務署名	所在地・連絡先	管轄区域
大町税務署	〒398-8501 大町市大町3190-16 Tel: 0261-22-0410	大町市、北安曇郡
木曽税務署	〒397-8602 木曽町福島5637-1 Tel: 0264-22-2024	木曽郡
松本税務署	〒390-8710 松本市城西2-1-20 Tel: 0263-32-2790	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡

2 県税の特別措置

◆ 災害によって損害を受けた方は、県税（不動産取得税、自動車税、個人事業税）について、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



長野県HP

県税事務所	所在地・連絡先	管轄地域
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 Tel: 0263-40-1905	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡
中信県税事務所 木曽事務所	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 Tel: 0264-25-2216	木曽郡
中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602 大町市大町1058-2 Tel: 0261-23-6505	大町市、北安曇郡
県庁総務部税務課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 Tel: 026-235-7046	—

3 市町村税の特別措置

◆ 災害によって損害を受けた方は、住民税（市町村民税、県民税）、固定資産税、軽自動車税等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	企画財政課税務係	0264-52-4901
	南木曾町	税務会計課	0264-57-2001(代表)
	木曾町	税務会計課	0264-22-4282
	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001(代表)
	王滝村	総務課税務係	0264-48-2001(代表)
	大桑村	住民課 税務係	0264-55-3080(代表)
松本地域	松本市	市民税課	0263-34-3232
	塩尻市	固定資産税・都市計画税：税務課 上記以外：債権管理課	0263-52-0638 0263-52-0628
	安曇野市	固定資産税：税務課家屋担当 個人市県民税：税務課市民税担当 上記以外：税務課諸税係	0263-71-2482 0263-71-3111 0263-71-2484
	麻績村	総務課	0263-67-4850
	生坂村	住民課	0263-69-3111/3113
	山形村	税務課	0263-98-5663
	朝日村	総務課	0263-99-4101
	筑北村	総務課	0263-66-2111(代表)
北ア地域	大町市	税務課	0261-22-0420(代表)
	池田町	住民課	0261-62-2203
	松川村	税務課	0261-62-3140
	白馬村	税務課	0261-85-0712
	小谷村	総務課 税務係	0261-82-2037

4 各種保険料の特別措置

次の保険料（税）を支払っている方は、申出により、減免、支払いの猶予、分納ができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

◆ 【国民年金保険料】

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	住民福祉課厚生係	0264-52-4802
	南木曾町	住民課住民係	0264-57-2001(代表)
	木曾町	税務会計課	0264-22-4282
	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001(代表)
	王滝村	福祉健康課住民係	0264-48-2001(代表)
	大桑村	住民課 住民係	0264-55-3080(代表)
松本地域	松本市	市民課(年金担当)	0263-34-3218
	塩尻市	市民課 国保年金係	0263-52-0772
	安曇野市	国保年金課国保年金担当	0263-71-2473
	麻績村	住民課	0263-67-4854
	生坂村	住民課	0263-69-3111/3113
	山形村	住民課	0263-98-3112
	朝日村	住民福祉課	0263-99-4102
	筑北村	住民福祉課	0263-66-2111(代表)
北ア地域	大町市	市民課	0261-22-0420(代表)
	池田町	住民課	0261-62-2203
	松川村	税務課	0261-62-3140
	白馬村	住民課	0261-85-0715
	小谷村	住民福祉課 健康推進係	0261-82-2570

◆ 【国民健康保険料(税)】

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	企画財政課税務係	0264-52-4901
	南木曾町	税務会計課	0264-57-2001(代表)
	木曾町	税務会計課	0264-22-4282
	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001(代表)
	王滝村	総務課税務係	0264-48-2001(代表)
	大桑村	住民課 税務係	0264-55-3080(代表)
	松本地域	松本市	保険課 保険税担当(減免) 納税課 整理担当(猶予)
塩尻市		市民課 国保年金係	0263-52-0772
安曇野市		国保年金課国保年金担当	0263-71-2475
麻績村		住民課	0263-67-4854
生坂村		健康福祉課	0263-69-3500
山形村		税務課	0263-98-5663
朝日村		住民福祉課	0263-99-4102
筑北村		住民福祉課	0263-66-2111(代表)
北ア地域	大町市	市民課	0261-22-0420(代表)
	池田町	住民課	0261-62-2203
	松川村	税務課	0261-62-3140
	白馬村	税務課	0261-85-0712
	小谷村	住民福祉課 健康推進係	0261-82-2570

◆ 【介護保険料】

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	住民福祉課福祉係	0264-52-5550
	南木曾町	住民課地域包括支援センター	0264-57-2001(代表)
	木曾町	保健福祉課	0264-22-4035
	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001(代表)
	王滝村	福祉健康課福祉係	0264-48-3155
	大桑村	福祉健康課 福祉係	0264-55-3080(代表)
松本地域	松本市	保険課 保険税担当	0263-34-3215
	塩尻市	介護保険課	0263-52-0285
	安曇野市	高齢者介護課介護保険担当	0263-71-2472
	麻績村	住民課	0263-67-4854
	生坂村	健康福祉課	0263-69-3500
	山形村	保健福祉課	0263-97-2100
	朝日村	住民福祉課	0263-99-4102
	筑北村	住民福祉課	0263-66-2111(代表)
北ア地域	大町市	福祉課	0261-22-0420(代表)
	池田町	健康福祉課	0261-61-5000
	松川村	福祉課	0261-62-3290
	白馬村	健康福祉課	0261-85-0713
	小谷村	住民福祉課 福祉係	0261-82-2582

◆ 【後期高齢者医療保険料】

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	住民福祉課厚生係	0264-52-4802
	南木曾町	税務会計課	0264-57-2001(代表)
	木曾町	町民課	0264-22-4281
	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001(代表)
	王滝村	福祉健康課住民係	0264-48-2001(代表)
	大桑村	住民課 住民係	0264-55-3080(代表)

松本地域	松本市	保険課 保険税担当	0263-34-3215
	塩尻市	市民課 国保年金係	0263-52-0772
	安曇野市	国保年金課国保年金担当	0263-71-2475
	麻績村	住民課	0263-67-4854
	生坂村	住民課	0263-69-3111/3113
	山形村	住民課	0263-98-3112
	朝日村	住民福祉課	0263-99-4102
	筑北村	住民福祉課	0263-66-2111(代表)
北ア地域	大町市	市民課	0261-22-0420(代表)
	池田町	住民課	0261-62-2203
	松川村	税務課	0261-62-3140
	白馬村	住民課	0261-85-0715
	小谷村	住民福祉課 福祉係	0261-82-2582

5 公共料金の減免措置等

- ◆ 【電気、ガス、水道、電話料等の支払期日の延長や減免、工事や修理費用の免除、軽減など】
公共料金を払っている方は、支払いの延長や減免を受けられる場合がありますが、適用の条件や支援措置の内容は事業者ごとに異なりますので、ご契約の各事業者へご確認ください。

中部電力	中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター(平日 9時~17時)	0120-921-697
松本ガス	—	0263-25-6060
大町ガス	—	0261-22-3111
エナキス (塩尻都市ガス)	塩尻支店	0263-52-0672

◆ 【NHK受信料免除】

NHK	ナビダイヤル	0570-077-077
	(毎日9時~18時)	050-3786-5003(IP電話)

★ 証明書等を紛失した場合

- ◆ 年金手帳、年金証書、運転免許証、マイナンバーカード等を紛失、破損した方は、再発行や他の手段での本人確認をすることで対応できることがあります。詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。



民間の手続きのこと

1 地震保険、火災保険

- ◆ 地震保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合、次の窓口で苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。

一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター (平日9時15分～17時)	0570-022-808 03-4332-5241 (IP電話から)
	自然災害等損保契約照会センター (平日9時15分～17時)	0120-501-331 03-6836-1003 (IP電話から)
一般社団法人 外国損害保険協会	自然災害等損保契約照会センター (平日9時～17時)	03-5425-7850

2 生命保険の契約内容

- ◆ 申出により、保険料の払込について猶予する場合があります。また、申出により、必要書類を一部省略する等で、迅速に保険金や給付金を支払うことができます。ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 「災害救助法」が適用された地域において、生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無の照会に対応します。

一般社団法人 生命保険協会	災害時受付専用連絡先(生命保険相談所) (平日9時～17時)	0120-001-731
------------------	-----------------------------------	--------------

3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では預金通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認書類の提示により、預貯金の払戻しができます。また、本人確認書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等から登録内容の一致を確認したうえで払戻しを行うことができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

各金融機関等	各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口	
ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター (平日9時～19時、土日祝日9時～17時)	0120-108-420
	カード紛失センター (年中無休・24時間受付)	0120-794-889
かんぽ生命保険	簡易保険カードの紛失届専用 (平日8時30分～19時)	0120-794-055

4 法律相談等の窓口

◆震災法律援助に基づき、無料で相談を受けられる場合があります。

弁護士相談	法テラス 日本司法支援センター (平日9時～21時、土曜9時～17時)	0570-078374 03-6745-5600 (IP電話)
	長野県弁護士会 電話無料ガイド(月～金 13:15～14:45) 復興支援ダイヤル(平日 9時～17時)	026-231-3031 (1回約10分) 026-232-2777
	長野県司法書士会 相続(月～金12時～15時) 登記(月～金12時～14時) 日本司法書士会連合会 災害フリーダイヤル相談	026-232-6110 026-232-9110 0120-315199

◆市町村や社会福祉協議会等による無料相談を受けられる場合があります。詳しくはお住いの自治体にご相談ください。



1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用

① 医療機関窓口での支払い減免

◆災害で自宅が全壊・半壊するなど大きな被害にあわれた方、生計維持者が失職して収入がない方などは、医療機関、介護サービス事業所等の窓口で申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが猶予・減免されます（入院・入所時の食費・居住費は対象外）。詳細は、市町村や健康保険組合など保険者の窓口にお問い合わせください。

○対象となる方（以下の（１）と（２）の両方に該当する方）

（１）災害救助法の適用市町村の住民で国民健康保険等の加入者

（２）下記の１～５のいずれかに該当する旨、医療機関等の窓口で申し立てを行った方

- １ 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした（罹災証明書は提示不要）
- ２ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ３ 主たる生計維持者が行方不明
- ４ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ５ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

② 医療機関等に被保険者証を提示できない場合

被災により被保険者証を紛失した場合や家においたまま避難している場合、医療機関等で①氏名、②生年月日、③連絡先、④加入している医療保険者が分かる情報を伝えることで診療や介護サービスを受けることができます。

2 障害福祉サービスの利用

◆障害福祉サービスの利用者のうち、災害で自宅が全壊・半壊するなど大きな被害にあわれた方、生計維持者が失職して収入がない方などは、利用者負担が猶予・減免される場合があります。詳細は、市町村の担当窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	住民福祉課福祉係	0264-52-5550
	南木曾町	住民課福祉係	0264-57-2001（代表）
	木曾町	保健福祉課	0264-22-4035
	木祖村	住民福祉課	0264-36-2001（代表）
	王滝村	福祉健康課福祉係	0264-48-3155
	大桑村	福祉健康課 福祉係	0264-55-3080（代表）
松本地域	松本市	障がい福祉課	0263-34-3212
	塩尻市	福祉支援課	0263-52-0686
	安曇野市	障がい者支援課障がい福祉担当	0263-71-2251
	麻績村	住民課	0263-67-4854
	生坂村	健康福祉課	0263-69-3500
	山形村	保健福祉課	0263-97-2100
	朝日村	住民福祉課	0263-99-4102
	筑北村	住民福祉課	0263-66-2111（代表）
北ア地域	大町市	福祉課	0261-22-0420（代表）
	池田町	健康福祉課	0261-61-5000
	松川村	福祉課	0261-62-3290
	白馬村	健康福祉課	0261-85-0713
	小谷村	住民福祉課 福祉係	0261-82-2582

3 こころの悩み相談

◆災害にあわれた方のこころの悩み相談を電話でお受けしています。

長野県 精神保健福祉センター	心の電話相談（傾聴） （平日9時30分から16時）	026-217-1680
	助言・情報提供 （平日8時30分から17時15分）	026-266-0280
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	よりそいホットライン（24時間対応）	0120-279-338
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	いのちの電話（毎日16時～21時）	0120-783-556
社会福祉法人 長野いのちの電話	長野いのちの電話 毎日11時～22時	026-223-4343（長野） 0263-88-8776（松本）

◆災害にあわれた方のこころと健康に関する悩み相談を電話でお受けしています。

名称	電話番号	管轄区域
木曾保健福祉事務所	0264-25-2233	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村
松本保健福祉事務所	0263-40-1938	塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
大町保健福祉事務所	0261-23-6529	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
松本市保健所	0263-40-0701	松本市



教育のこと

1 保育園、幼稚園の子がいる家庭への支援

◆【保育料に関する相談】

災害によって所得が減少した方は、保育料を減額できる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	教育委員会子育て支援係	0264-52-4900
	南木曾町	教育委員会	0264-57-3335
	木曾町	子育て教育課	0264-23-2000
	木祖村	教育委員会	0264-36-3348
	王滝村	教育委員会	0264-48-2134
	大桑村	教育委員会 子ども教育係	0264-55-1020
松本地域	松本市	保育課	0263-33-9856
	塩尻市	保育課	0263-52-0844
	安曇野市	こども園幼稚園課保育幼稚園担当	0263-71-2256
	麻績村	教育委員会	0263-67-4858
	生坂村	教育委員会	0263-69-2087
	山形村	子育て支援課	0263-98-5600
	朝日村	教育委員会	0263-99-4105
	筑北村	教育委員会	0263-67-1161
北ア地域	大町市	子育て支援課	0261-22-0420(代表)
	池田町	学校保育課(教育委員会)	0261-61-1430
	松川村	子育て応援課(教育委員会)	0261-62-3366
	白馬村	子育て支援課	0261-85-5585
	小谷村	教育委員会 総務学校係	0261-82-3981

2 小中学生の子がいる家庭への支援

◆ 災害による経済的な理由で児童の就学が困難になった保護者の方は、学用品費や給食費など学校で必要な費用の援助を受けられます。また、災害によって教科書を焼失・破損した際は、無償で教科書の支給を受けられる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

	市町村	担当課室	電話番号
木曾地域	上松町	教育委員会総務教育係	0264-52-4900
	南木曾町	教育委員会	0264-57-3335
	木曾町	子育て教育課	0264-23-2000
	木祖村	教育委員会	0264-36-3348
	王滝村	教育委員会	0264-48-2134
	大桑村	教育委員会 子ども教育係	0264-55-1020
松本地域	松本市	教育委員会 学校教育課	0263-33-9846
	塩尻市	学校教育課	0263-52-0830
	安曇野市	学校教育課学校教育担当	0263-71-2460
	麻績村	教育委員会	0263-67-4858
	生坂村	教育委員会	0263-69-2087
	山形村	教育委員会	0263-98-3155
	朝日村	教育委員会	0263-99-4105
	筑北村	教育委員会	0263-67-1161
北ア地域	大町市	学校教育課	0261-22-0420(代表)
	池田町	学校保育課(教育委員会)	0261-61-1430
	松川村	学校教育課(教育委員会)	0261-62-3366
	白馬村	教育課	0261-85-0738
	小谷村	教育委員会 総務学校係	0261-82-3981

3 高校生の子がいる家庭への支援

◆【授業料の就学支援、減免、猶予等】

災害によって所得が減少した保護者の方は、授業料等の徴収猶予または減額、免除ができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

長野県立校	長野県教育委員会事務局高校教育課	026-235-7428又は在学する学校
私立校	【私立高等学校授業料等軽減事業補助金】 県民文化部県民の学び支援課	026-235-7058又は在学する学校

4 大学生への支援

◆【授業料の減免】

災害によって家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難となった学生を対象に、授業料等の減額、免除ができる場合がありますので、在籍する学校の授業料担当窓口にお問い合わせください。

◆【国の教育ローン】

貸付限度額	上限350万円	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）等の奨学金と併用できます。 ・受験前でも申し込み可能 	

詳細は、在籍する学校の授業料担当窓口にお問い合わせください。

日本政策 金融公庫	教育ローンコールセンター (平日9時～19時)	0570-008656 または03-5321-8656
--------------	----------------------------	--------------------------------

◆【奨学金の緊急採用等】

災害救助法適用地域の学生は奨学金の緊急採用、奨学金の返還の減額、返還期限の猶予を受けられる場合があります。

また、学生本人やその父母等が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした場合、JASSO災害支援金（10万円、返済不要）の申請を受け付けています。

独立行政法人 日本学生支援 機構 (JASSO)	【奨学金の緊急採用】 在学している学校の奨学金担当	—
	【奨学金の返還の減額、返還期限の猶予】 奨学金相談センター（平日9時～20時）	0570-666-301 または03-6743-6100
	【災害支援金の申請受付】 政策企画部広報課 政策企画部広報課寄附金室JASSO災害支援金担当	03-6743-3185



事業者の方へ

1 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けた中小企業者の方は災害復旧貸付の利用や融資及び返済などについての相談を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫	長野支店 農林水産事業(県内全て)	026-233-2152
	松本支店 国民生活事業 中小企業事業(県内全て)	0570-023118 0263-33-0300
商工組合中央金庫	長野支店	026-234-0145
	松本支店	0263-35-6211
	諏訪支店	0266-52-6600
長野県	産業労働部経営・創業支援課 【長野県中小企業融資制度】	026-235-7200
長野県信用保証協会	本店 企業支援部 お客さま相談窓口	0120-34-7680
長野県よろず支援拠点	公益財団法人長野県産業振興機構内	026-227-5875
中小企業基盤整備機構	関東本部 企業支援部企業支援課	03-5470-1620

2 農林漁業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けた農林漁業者の方は融資等についての相談を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫	長野支店 農林水産事業	026-233-2152
長野県信用農業協同組合連合会	農業部 農業金融課	026-236-2080

※ご利用中のJAバンクに相談することもできます。

- ◆ 被害を受けた農業者の方は、技術・経営など今後の営農活動についての相談を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

北アルプス地域振興局北アルプス農業農村支援センター	0261-23-6510
松本地域振興局松本農業農村支援センター	0263-40-1915
木曽地域振興局木曽農業農村支援センター	0264-25-2220

※お住いの市町村の農政担当課に相談することもできます。



そのほかの情報

1 ペット動物に関する相談

- ◆ 被災した飼い主の方は、原則、ペット（小動物）を同行して避難所へ避難してください。ただし、それぞれの避難所のルールに従う必要があり、受け入れが難しい場合もあります。ペットの一時預かり、支援物資配布、飼い主探しなど、ペットに関するお困りごとの相談は、次の窓口にお問い合わせください。

長野県	長野県動物愛護センター	0267-24-5071
松本市	松本市保健所（松本市動物愛護センター）※市内のみ	0263-40-0706

2 消費者相談

- ◆ 災害に便乗した悪質な商法には十分にご注意ください。不審、不安に思ったら、ご相談ください。

消費者庁	消費者ホットライン	188（局番なしの3桁）
長野県	消費生活センター	0263-40-3660
警察	警察相談専用電話	#9110

3 外国人相談 Consultation for Foreigners

- ◆ ^{がいこくじん} ^{かたむけ} ^{たげんご} ^{たいおう} ^{おといあわせさき} 外国人の方向けに多言語で対応しているお問い合わせ先です。

Multilingual helpdesks for foreigners

ほうむしやう 法務省 しゅつにゆうこく 出入国 ざいりゆうかんりちやう 在留管理庁 Immigration Services Agency	がいこくじんざいりゆうそうごういんぷおめーしょんせんたー 外国人 在留 総合 インフォメーションセンター Foreign Residents Information Center へいじつ （平日 weekdays 8:30～17:15） たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、 スペイン語 Español、ポルトガル語 Português、 ベトナム語 Tiếng Việt、フィリピン語 Filipino、ネパール語 नेपाली、 インドネシア語 bahasa Indonesia、タイ語 แบบไทย、 クメール(カンボジア)語 ខ្មែរ、ミャンマー語 မြန်မာ、モンゴル語 Монгол Улс、 フランス語 Français、シンハラ語 සිංහල、ウルドゥ語 اردو	0570-013904 かいがい IP、海外から （from overseas） 03-5796-7112	 法務省HP
にっぽんせいふ 日本政府 かんこうきやく 観光局 Japan national Tourism Organization	じゃぼんびじたーほつとらいん ジャパンビジターホットライン Japan Visitor Hotline たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어	050-3816-2782	 国交省HP

<p>ほうむしょう 法務省 Ministry of Justice</p>	<p>がいこくごじんけん そうだん 外国語 人権 相談ダイヤル 0570-090911</p> <p>Foreign-language Human Rights Hotline へいじつ (平日 weekdays 9:00~17:00)</p> <p>たいおうげんご 対応 言語 supported language: 英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、フィリピン語 Filipino、ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、スペイン語 Español、 インドネシア語 bahasa Indonesia、タイ語 แบบไทย</p>  <p>法務省HP</p>
<p>長野県 Nagano Prefecture</p>	<p>外国人相談 Foreigner consultation 第1水曜日・第3水曜日を除く平日(月曜日~金曜日)、 第1土曜日・第3土曜日 10:00~18:00</p> <p>英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、タガログ語 Tagalog、ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、スペイン語 Español、 インドネシア語 bahasa Indonesia、タイ語 แบบไทย、マレー語 bahasa Melayu、 ミャンマー語 မြန်မာ、フランス語 Français、ドイツ語 Deutsch、クメール語 ខ្មែរ、</p>  <p>長野県</p>
<p>ほうてらす 法テラス Houterasu、 Japan Legal Support Center</p> <p>たげんごじょうほう 多言語 情報 ていきょう 提供 サービス Multilingual information Services provided</p>	<p>0570-078377</p> <p>通訳業者を介して法テラス職員に 相談できます You can consult with Houterasu staff through an interpreter.</p> <p>たいおうげんご 対応 言語 supported language: 英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、スペイン語 Español、ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、タガログ語 Tagalog、ネパール語 नेपाली、タイ語 แบบไทย、インドネシア語 bahasa Indonesia、</p>  <p>法テラス</p>

4 ボランティアの派遣依頼

- ◆ 被災した家屋の片付け、廃棄する家財の搬出、敷地内の土砂除去などでお困りの方は、ボランティアの派遣を依頼できます。

各市町村の社会福祉協議会がボランティアセンターを設置しますので、情報提供をお待ちください。

ボランティアは屋根の補修など専門性の高い作業や危険な作業はできませんので、ご注意ください。